共通仕様書 土木工事編 I · 改正対比表

	一		
頁		改正前	改正後
14	第1編第1章 総 則 第1節 総 則	1-1-22 建設副産物	1-1-22 建設副産物
		~ 略 ~ 2. 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト) または電子マニフェストにより適正に処理されていることを確認しなければならない。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき契約工期内に所持していなければならない産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)の写しまたは、電子マニフェストの 受渡確認票の写しを、監督員に提出しなければならない。	~ 略 ~ 2. 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。ただし、検査時までに処理が完了していない場合は、完了している段階までの提示でよいものとする。 また、請負者は、処理が完了した時点(検査後も可)で、産業廃棄物管理表(紙マニフェスト)のE表の写し、または、電子マニフェストの受渡確認票の写しを、監督員に提出するものとする。 提出マニフェストの整合、簡略化 ・検査時は、原本(A、B2、D、E票)を提示してもらい確認する。
26	第1編第1章 総 則 第1節 総 則	1-1-25 工事完成検査 ~ 略 ~	(検査時に処理が完了していない場合は、B2、またはDでも可) ・給付完了確認のため、E票の写しは提出することとする。(検査後も可) 1-1-25 工事完成検査 ~ 略 ~
		3. 請負者は、工事の完成検査に必要な次の資料及び記録を整備し、検査員に提示しなければならない。 (1) 各資材の受払い記録(資材納入書、伝票等) (2) 工事日誌	3. 請負者は、工事の完成検査に必要な次の資料及び記録を整備し、検査員に提示しなければならない。 (1) 各資材の受払い記録(資材納入書、伝票等) (2) 工事日誌 (3) 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェスト 検査員へのマニフェストの提示の追加